

都城市の企業立地優遇制度

適用要件	工場（製造業）	流通・卸売施設	試験研究施設	観光施設
雇用増加 雇用保険被保険者	5人以上	5人以上	5人以上	15人以上
投下固定資産 建物及び償却資産	2,300万円超	5,000万円超	2,000万円超	1億円超

優遇措置

固定資産税免除

建物・償却資産・土地
※土地は建物の直下部分のみ
3年間免除

用地取得補助金

用地取得費×**50%**
※1,000㎡以上の土地
※取得後3年以内に操業
限度額 **1億円**

建築費補助金

建築費×**2%**
※工場等建物と付属設備
限度額 **2億円**

雇用奨励金

一人当たり**30万円**（基本額）
※都城市民、雇用保険被保険者
※障がい者は基本額の3割増

加算措置

標準報酬月額等級	第13～19級	20万円
	第20級以上	30万円
新卒3年以内	第13級以上	20万円

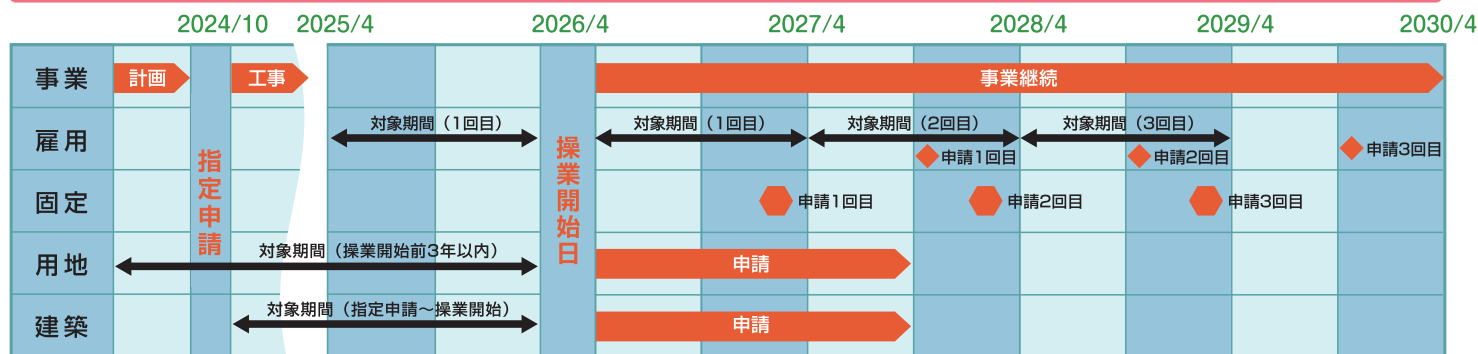
限度額 **1億円**

加算措置

内 容	補助率	限度額
フードビジネス産業分野	+3%	+1億円
自動車・航空機・半導体等産業分野		
繊維・木材産業分野		
地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法）	+5%	+2億円

※用地取得補助金の交付額を含む、最大限度額5億円

スケジュール ※あくまでもイメージです。補助金等については、条例、規則に基づいて交付します。



※ 工事着手前に指定申請が必要

問い合わせ先

都城市 企業立地課

〒885-8555
宮崎県都城市姫城町6街区21号
TEL.0986-23-2753
Mail:mrch@city.miyakonojo.miyazaki.jp



都城市の
HPはこちら

